

産科医療補償制度 「産科制度データ」の開示開始についてのお知らせ

2019年1月より、同じような事例の再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的として、分娩機関が特定されるような情報や特定の個人を識別できる情報等の取り扱いに十分留意のうえ、本制度で得られた医学的データ（以下「産科制度データ」）の開示を開始することといたしました。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 「産科制度データ」の内容

本制度の補償申請および原因分析において提出された診療録・助産録および検査データ等の情報のうち、妊娠・分娩経過および新生児の経過等をデータベース化したものです。

2. 開示の目的

同じような事例の再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

3. 利用申請概要

- 「当機構が産科医療の質の向上に資すると考える研究目的での利用」のための利用申請があり、当機構内に設置した研究倫理審査委員会において審査を行い、当機構が開示を妥当と判断した場合の当該利用申請者を開示対象としています。
- 利用申請者に対しては、開示したデータの目的外利用の禁止や厳正な管理等について誓約書を提出いただくなど厳格な取扱いを求めます。なお、分娩機関または保護者からデータの開示に協力できない旨の申し出があった場合には、当該事例は開示対象から除外します。
- 「産科制度データ」の開示に関する詳しい内容は、2019年1月に、本制度ホームページに掲載する予定です。掲載以降、利用申請の受付を開始いたします。

以上